

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q19 子会社における代表取締役の選定

Q 当社の子会社（取締役会設置会社で非公開会社。代表取締役 1 人）で、取締役の交代等により取締役会の構成に変更があるときに、新たな代表取締役の選定をあわせて行う場合、毎回、代表取締役の就任日付での取締役会決議、または書面決議により代表取締役の選定を行っていますが、何か別の手段はないでしょうか。

A

定款の定めにより、取締役会に加えて、株主総会においても代表取締役の選定を行うことができるとした上で、株主総会決議によって代表取締役を予選することが考えられます。

解説

1 問題の所在

取締役会の構成に変更があり、かつ新たな代表取締役の選定を行う場合、株主総会の決議によって取締役を選任した上で（会社法 329 条 1 項）、取締役会の決議によって代表取締役の選定を行うことが通常です（会社法 362 条 2 項 3 号・3 項）。

しかし、取締役会の構成に変更があるとき、①新たに選定される代表取締役が選定決議の時点で取締役ではない場合は当然、②新たに代表取締役に選定される者がすでに取締役の地位にある場合でも、構成が変更する前の取締役会において、当該変更の効力発生日に先立って代表取締役を選定（予選）することはできないとされています。そのため、当該変更の効力発生日付での取締役会決議、または書面決議（会社法 370 条 1 項）により、代表取締役を選定することになります。

しかし、取締役会決議によると、取締役会議事録の作成や書面決議の場合における全取締役からの同意の取得に加え、変更登記の際に必要な書類の収集等（下記 3 参照）、実務上の負担は少なくないことから、何か別の手段はないかが問題となります。

2 株主総会決議による代表取締役の選定

そこで、上記実務上の負担を軽減するための方法として、株主総会において代表取締役の予選を行うことが考えられます。

会社法上、取締役会設置会社の株主総会では、会社法に規定する事項および定款に定めた事項に限り決議することができるとされています（会社法 295 条 2 項）。したがって、代表取締役の選定を、取締役会に加えて株主総会においても決議することができる旨の定款の定めを設けることにより、株主総会に対しても代表取締役の選定権限を付与することが考えられます。

会社法 349 条 3 項は、「株式会社（取締役会設置会社を除く。）」について、定款の定めにより、株主総会決議によっても代表取締役を選定できると規定しています。そのため、「取締役会設置会社」において、このような定款の定めを設けることの有効性について争いがありましたが、取締役会設置会社である非公開会社の事案において、最高裁もその有効性を認めています（最三決平成 29・2・21 民集 71 巻 2 号 195 頁）。

したがって、たとえば、本問で想定している 100%子会社（取締役会設置会社で非公開会社）においては、このような定款の定めを設けることで、取締役会に加えて、株主総会でも代表取締役を予選することが可能となり、取締役会における代表取締役の選定決議を省略するという実務が考えられます。

なお、上記の株主総会において、取締役としての選任も同時に行う場合は、当該取締役の就任を停止条件として代表取締役の予選を行わなければならないため、議案の順序に留意する必要があります。

3 登記実務への影響

会社届出印（社長印）を提出している代表取締役全員が交代し、新しい代表取締役の選定を取締役会で決議する場合、当該変更登記の申請にあたっては、①代表取締役の選定を決議した取締役会に出席した取締役および監査役の実印を押印した当該取締役会の議事録（書面決議の場合は全取締役の実印を押印した同意書）、および、②当該印鑑につきいわゆる印鑑証明書を添付しなければならないとされています（商業登記規則 61 条 6 項 3 号）。

なお、代表取締役が全員交代するのではなく 1 人でも重任する場合は、現任の代表取締役の押印のみで足りますが（商業登記規則 61 条 6 項ただ

し書)、特に子会社の場合は、代表取締役が 1 名であることが多く、その代表取締役 1 名が交代する場合、代表取締役全員が交代することになるため、必ず上記①、②を収集する必要がある、変更が生じた時から 2 週間以内(会社法 915 条 1 項)という限られた期間内に変更登記をしなければならない点も踏まえると、実務上の負担は少なくありません。

株主総会の決議により代表取締役を定める場合も、当該変更登記の申請にあたっては、①議長および出席取締役全員の議事録への押印、②当該押印に係る印鑑証明書の添付が求められますが(商業登記規則 61 条 6 項 1 号)、その株主総会議事録に変更前の代表取締役が会社届出印(社長印)を押印しているときは、上記①②は不要となります(商業登記規則 61 条 6 項ただし書)。

したがって、代表取締役が 1 人の子会社において、株主総会で代表取締役 A を予選し、代表取締役が B から A に交代するとしても、現任の代表取締役 B が在任中であることから、現任の代表取締役 B が会社届出印(社長印)を株主総会議事録に押印することが可能となり、株主総会に出席した全取締役の印鑑や印鑑証明書の取得等の手続が不要となります。

そのため、代表取締役が 1 人の子会社において、株主総会決議により代表取締役の選定を行うことは、登記実務の観点からも、変更登記の際に必要な株主総会に出席した全取締役の印鑑や印鑑証明書の収集等の業務負担を大幅に削減できるというメリットがあります。

〔参考資料〕

- ・ 大庭広紀ほか「子会社機関業務の合理化の手法」BUSINESS LAW JOURNAL146 号(2020) 34 頁～42 頁
- ・ 松井信憲『商業登記ハンドブック〔第 4 版〕』(商事法務、2021) 151 頁、399 頁